(f)　共通の関心事項（関税分類、関税評価及び原産地を含む。）についてのWTO、世界税関機構その他の国際機関における協力及び調整（可能な場合には、共通の立場を確立することを目的とするもの）

(g)　禁制品の取引の取締りに関する協力

3　両締約国の税関当局は、2の規定を実施するために必要な情報の交換を確保する。

第四・十三条　一時輸入

一方の締約国は、第二・十条に規定する産品の一時輸入のため及びその原産地のいかんにかかわらず、一時輸入に関する国際協定に定める手続であって自国が適用するものに従い、他方の締約国において発給された物品の一時輸入のための通関手帳（注）を受け入れる。

注　「物品の一時輸入のための通関手帳」とは、千九百六十一年十二月六日にブリュッセルで作成された物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約又は千九百九十年六月二十六日にイスタンブールで作成された一時輸入に関する条約におけるものと同一の意味を有する。

第四・十四条　原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会

1　第二十二・三条の規定に基づいて設置される原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会（以下この章において「専門委員会」という。）は、第三・二十八条1に規定する他の責任に加え、この章の規定の効果的な実施及び運用並びに第二章及び第十四・五十一条に定める税関に関連する事項について責任を負う。（注）

注　この条のいかなる規定も、第二章の規定に関連する物品の貿易に関する専門委員会又は第十四章の規定に関連する知的財産に関する専門委員会について、両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

2　専門委員会は、税関相互支援協定に基づいて設置された税関協力合同委員会との共同会合を開催する。ただし、1の規定及び税関相互支援協定の実施及び運用に当たり整合性を確保するために当該共同会合が必要でない場合は、この限りでない。（注）

注　この条のいかなる規定も、税関協力合同委員会が税関相互支援協定の範囲内で単独で会合を開催することを妨げるものと解してはならない。

3　両締約国は、専門委員会の会合に出席する自国の代表団の構成が当該会合の議題に対応することを確保する。

4　専門委員会は、税関協力合同委員会の任務に影響を及ぼすことなく、次の任務を有する。

(a)　1に規定する規定の実施及び運用から生ずる全ての問題に取り組むこと。

(b)　1に規定する規定の実施及び運用を改善する分野を特定すること。

(c)　1に規定する規定の対象となる事項に関し、相互に合意する解決を速やかに得るための仕組みとしての任務を遂行すること。

(d)　この章の規定の目的及び効果的な運用を達成するために必要であると認める行動又は措置に関する決議、勧告又は意見を作成すること。

(e)　第四・十二条2に規定する分野において、この章の規定の目的及び効果的な運用を達成するために必要であると認める行動又は措置であって一方の締約国又は両締約国がとるものを決定すること。

(f)　合同委員会が第二十二・一条5(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。

第五章　貿易上の救済

第A節　一般規定

第五・一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「国内産業」とは、締約国内で活動する同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又は当該生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(b)　「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(c)　「重大な損害のおそれ」とは、第五・四条3に規定する調査によって明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいう。重大な損害のおそれの存在の決定は、事実に基づいて行うものとし、単に申立て、推測又は希薄な可能性に基づいて行ってはならない。

(d)　「経過期間」とは、特定の原産品に関し、この協定の効力発生の日に開始し、当該原産品の附属書二―Aに規定する関税の引下げ又は撤廃の完了の日の後十年を経過した時に終了する期間をいう。

第B節　二国間セーフガード措置

第五・二条　二国間セーフガード措置の適用

1　第二・八条の規定に従って関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、一方の締約国からの原産品が他方の締約国に絶対量において又は国内生産量に比較しての相対量において増加した数量で輸入されている場合において、当該増加した数量が他方の締約国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているときは、他方の締約国は、当該国内産業に対する重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、当該国内産業の調整を容易にするために必要な範囲において、2に規定する措置をとることができる。

2　二国間セーフガード措置とは、次のいずれかの措置をいう。

(a)　原産品の関税の更なる引下げであって第二章に定めるものを停止する措置

(b)　次の税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで原産品の関税を引き上げる措置

(i)　二国間セーフガード措置をとる日における実行最恵国税率

(ii)　この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

第五・三条　条件及び制限

1　二国間セーフガード措置については、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、国内産業の調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持してはならず、また、その措置の適用期間は、二年を超えてはならない。ただし、延長を含めた合計の適用期間が四年を超えないことを条件として、二国間セーフガード措置の適用期間は、延長することができる。

2　二国間セーフガード措置は、経過期間中に限りとることができる。

3　二国間セーフガード措置を維持している締約国は、当該二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合には、調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置の適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

4　既に二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置をとってはならない。

5　二国間セーフガード措置の対象とされた原産品について、当該二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における関税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用されたであろう税率とする。

第五・四条　調査

1　締約国は、セーフガード協定第三条及び第四条2(c)に定める手続と同様の手続に従い、自国の権限のある当局（注）が調査を行った後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる。

注　この節の規定の適用上、日本国については、権限のある当局には、関係当局を含む。

2　調査については、いかなる場合においても、その開始の日の後一年以内に完了させなければならない。